



エゾシカの受難

—野生動物は資源か?—

小田島 譲

おだじま まもる
 1939年帯広生まれ
 財団法人学習研究社勤務、(財)日本野生生物研究センター
 嘱託研究員を経て現在は
 自由業 野生動物研究者
 著書に『野生哺乳動物』
 『北海道の野生動物』
 『大雪山のヒグマ』、『野
 生のヒグマ』などがある

最近、北海道の主に道東地方を中心に、生息数の増加による?とされる、エゾシカによる農作物への被害の拡大が問題となっています。また生息地の周辺での、エゾシカと車の衝突による物損や人身事故などの交通災害の発生の問題ともからんで、エゾシカの保護管理の在り方が根本から問われる、大きな社会問題として論議されようとしています。

しかし、学術研究機関や行政による、野生動物の保護管理に必要とされる(エゾシカやその他の野生動物に関する)生態の研究や、正確な生息状況などについての基礎的な資料を蓄積するための調査研究活動は、漸くその緒にたばかりです。

ところが一方では、その調査研究の結果をもって行うとする科学的と称する、保護管理の方法の検討やその実施をみない段階で、有害駆除によって捕殺したエゾシカの肉を食肉として利用販売し、その収益をエゾシカによる被害の防止対策に当てようとする計画が進められています。

そこでエゾシカの問題を中心に、野生動物と人間との問題について少し考えてみたいと思います。

エゾシカは、北アメリカやアジア、ヨーロッパなどに広く棲んでいるアカシカの仲間の一種の、ニホンシカの一亜種とされています。シカなどの野生動物は、一般に南から北に行く程その体が大きくなる傾向がありますが、同じニホンシカでも沖縄の慶良間諸島に棲むケラマシカは、雄の成獣で体重が四〇kg程ですが、北海道のエゾシカの雄成獣では体重一〇〇kgにもなるものがあります。

これは、恒温動物では、一般に寒冷な地方に生活する個体の体重が、より温暖な地方に生活する同種の個体の体重よりも大きい。とする「ベルクマンの法則」に一致するもので、大型化することで、体

重に占める体表面積の比を小さくし、体温の発散を少なくして寒冷な気候に耐える適応だと考えられています。しかしアカシカの仲間は、世界的な分布を見ても北緯四八度あたりまでが分布の北限とされ、毛皮の構造やその質、蹄の形態などから見ても、寒さや雪に対しては決して強い動物とは言えません。その事実を裏付けるものが、北海道に於けるエゾシカの絶滅の危機を繰り返す歴史であったものと考えられます。

かつて蝦夷と呼ばれた頃の北海道には、二、三万人程の先住するアイヌ民族と、五〇、六〇万頭とも、また人によっては二五〇万頭とも言われるエゾシカが生息していたものと推測されています。先住民族のアイヌは、エゾシカを「ユク」とか「ユック」(獲物または食物の意)などと呼び、秋に沢山獲れたサケと並んで、主食とも言うべき大切な獲物でした。エゾシカは北海道のいたる所に、それ程沢山棲んでいた訳です。しかし和人が蝦夷地に入り込む様になってから記録に残されているものだけでも、エゾシカは何度となく大雪によって大量に餓死したことが知られています。

その最も古い記録と思われるものは、天明四年(一七八四年)に書かれたもので、大雪によるエゾシカの減少によって、先住民のアイヌに少なからず餓死する者があったことが書かれています。

明治に入り、日本の各地から多くの和人が北海道に移り住む様になると、アイヌ民族が自らの生存の基盤としての自然を敬い、自然を大切に生きてきた時代は終り、エゾシカや全ゆる生きものにとつての長い受難の時代が始まります。

エゾシカは昭和の初め頃には、一時は絶滅したものと考えられていました。

それは明治十一年に、今の千歳市美々に作られた開拓使直営の鹿肉缶詰工場の操業開始によって、シカの狩猟が盛んになり、その翌年の明治十二年二月に降った記録的な大雪と、季節外れの降雨による雪面の凍結とが重なって、雪の下から餌が採れなくなったエゾシカが大量に餓死したとことと、それに追い撃ちをかける形で狩猟や密猟による乱獲が行われたことに端を発しています。

その後、明治十四年、明治三十六年と相次ぐ大雪による大量の餓死と乱獲が繰返され、大正九年になってシカ猟が全面禁止となった頃には、さしものエゾシカの大群も、この広い北の大地から殆んどその姿を消してしまっていたのでした。

しかしその後エゾシカは、野生本来の驚異的とも言うべき逞しい生命力と、その当時の今よりもずっと豊かであった自然環境に支えられて、何とか甦ってきたのです。

エゾシカは本来雪に弱い動物であったために、秋の終り頃には雪の多い山岳地帯から平野へと移動したり、雪の多い地方から日高や十勝、釧路、根室といった道東方面の雪の少ない地方へと、大きな季節移動を行い、そこで越冬することを永年に亘って繰り返しながら、北国の厳しい冬を生き伸びてきたのです。

しかし現在では、広い畑や牧草地、道路、人間の居住地域などが拡がり、そのためにエゾシカの生息域はバラバラに分断され、大きな季節移動が出来ない状況の中で、主に道東各地に分散する形で生き残り、限定された狭い生息環境の中で生きている状態です。

そのために生息地では生息密度が一時的に高くなる所があり、餌を求めて周辺の畑や牧草地、道路の周

辺などに姿を現わすことが多くなっているものと思われれます。

エゾシカの生息数が増加しているとすれば、その要因の一つとして考えられることは、よくノウサギなど草食獣の異常な個体数の増加は、森林の破壊と密接な関係があるとされ、自然破壊のバロメーターとも言われますが、森林が伐採された跡の草地や灌木地がエゾシカの格好の餌場となり、一時的に生息数が増加を示していることが考えられます。

つまり森林の破壊は、結果として草食獣のエゾシカにとっては「餌づけ」と同じ効果をもたらすものとなっているのです。

現在のエゾシカによる被害の多発の原因の一つは、この森林破壊による一時的な生息数の増加の可能性と、生息地が狭くなったことの結果ではないかと思われれますが、エゾシカは、季節によって畑や牧草地、道路の周辺まで、狭くなった生息環境を補う形で「餌場」の一部として利用するようになってきているのかもしれないかもしれません。しかし、実際にエゾシカがどの位いるのか。毎年狩猟や駆除で沢山獲っているのに、果して増えているのかまた逆に減っているのか。被害が増えているのは、ただ数が増えているためだけなのかなど何も判っていないのです。

エゾシカは林縁部（林と草原の境）に好んで暮す動物であると言われていますが、畑や牧草地などを餌場の一部とし、その周辺の二次林や人工林を休息の場とする環境の利用の仕方は、皮肉にもエゾシカが生き残るため？に身につけた、新しいカルチャー（文化）となりつつあるのかもしれない。

エゾシカが道路の周辺に姿を現わす理由としては、他に二つのことが考えられます。

一つは移動のために道路を横断したり、道路の上



写2 その後道路を横断した。（然別山田温泉付近で）



写1 路肩で採食するメスジカ。（然別山田温泉付近で）

やそれに沿って歩くことです。

もう一つの理由は、牧草地にも同じ事が言えるのですが、道路の路肩や法面（路肩に続く側斜面）の加工に使われる芝生が、エゾシカの好む植物の一つであるために、春先や晩秋の頃の山での餌の少ない時期に、集中的に利用される絶好の餌場となり、道路の周辺にエゾシカを誘引しているのです。ですから道路周辺へのエゾシカの出現による交通災害の予防には、ただ単に、設置する場所にも問題のある「シカのとび出しに注意」の交通標識のみに留まらず、法面などに植栽する植物の種類を選択するなどの配慮が必要であると考えられます。エゾシカによる交通災害の予防についての一つの例を挙げましたが、その他にも様々な対応策が考えられ、この問題を一つとつても、私達がいかに野生動物との共存のための配慮を怠っているかが判ります。

勿論、もう一つの大きな社会問題である農作物などの被害予防対策についても同じことが言えます。被害の発生の原因を究明することを初め、その結果を基にしての様々な予防対策があるものと考えられます。しかし、この高度情報社会だとか、ハイテク時代などと言われる時に、未だに個人の努力で、かかしの不完全なネットを設置するなどの現状では、問題の解決には程遠いものと言わざるを得ません。農作物の被害予防については、後に述べる理由により、個人のレベルで対応すべき性格の問題ではないと考えられますが、重大な社会問題として一日も早い解決が望まれます。

野生の鳥獣は、法律上「無主物」（誰の所有物でもないもの）と規定され、行政上の許可手続きをすれば誰にでも一定のルールを守って獲ることが出来るものとされています。

例えばエゾシカは、一年の内では十一月十五日から一月十五日までの二カ月間の狩猟期間中、場所などを限ってオスジカだけ一日一人一頭まで獲ることが出来ます。

これ以外の十カ月間は、原則として獲ってはいけない禁猟期間で、これによって出産から育仔、発情、交尾までの繁殖期間が保護(?)されていることになっています。

しかしここで言う保護とは、あくまでも狩猟を対象としてのゲーム（獲物）を増やす目的、つまり資源保護を意味するもので、一般に考えられている自然保護や動物愛護とは本来、全く無縁なものと言えます。

その狩猟のための獲物として保護(?)されて増えた野生動物が、農作物などに被害を与える。するとまるで「正義の味方」でもあるかの様にハンターが出勤し、有害駆除の特権を行使して、自らの楽しみと実益を享受する。

そこでどうにもおかしいと思うのは、狩猟行政の巻き添えを食って被害を受けた側は、その後の被害は予防されたとしても、受けた被害そのものは泣き寝入りで何の補償も無いということです。もとはと言えれば行政が狩猟のための獲物を増やす目的で決めた保護によってエゾシカが増え、そのエゾシカが農作物に被害を与えたのです。しかし行政はハンターをさしむけるだけで、せめてもの被害者にとつての慰めは、憎いシカを殺してもらっただけのことなのです。

だがこの奇妙な関係が、被害者にハンターが自分の生活を守ってくれる「正義の味方」だとする錯覚を与え、エゾシカが増えて被害が起るのは、動物愛護や自然保護の連中のせいだと思ひ込む。かくして

被害者と連中は敵対する関係となり、その間で、漁夫の利を得るのは「正義の味方」のハンターであり、駆除に許可を与える一方で狩猟によって収入を得ている行政ばかりなのです。

現在のエゾシカを含む野生鳥獣の保護管理は、明治二十二年の狩猟法の制定以来、一貫して資源管理（利用と保護）の発想に基づく狩猟行政の中で行われてきました。

野生鳥獣を天然資源と見なし、資源を継続的に利用するために保護(?)すると言うものですが、ひと言で言うと、これまでの資源利用を目的とした狩猟行政に於ける野生鳥獣の保護(?)とは、ただ単に地域や期間を限定して狩猟を禁止する（禁猟）だけで、正確な生息数や生息状況などの調査をせずに、数が増えたようだから狩猟を行い（解禁）、どうも数が減ったからまた禁猟にするもので、およそ近代的（科学的）な資源管理や自然保護を目的とする野生鳥獣の保護とは程遠いものなのです。

この禁猟と解禁を繰り返すだけの、まるで「井勘定」の個体数調整が、狩猟や有害駆除として行われてきたのです。

明治十二年の大雪に始るエゾシカの悲劇については、先に書いた通りですが、少し位生息数が増えたからと言っても、明治以前の数十万頭とも二百万頭以上とも推測されるエゾシカの生息数に対して、遙かに及ばないせいぜい数万頭から十数万頭と言われる現在の生息数では、まるで比べものにはなりません。

その上、明治や大正、昭和初期の頃に比べ、エゾシカを取巻く自然環境は、明らかに悪くなっています。こんな状況でメスジカを含めた有害駆除によるエゾシカの肉が食肉として公然と売買されるように



写4 1984年3月大雪によって大量に餓死した日光の鹿

ます。そんなことでいつまで被害者を納得させ、野生動物や自然の保護を訴える人々を偽り続けること

てから漸く始めた、全くの「泥縄」であり、これまでの行政の無策は大いに批判されて然るべきものと言わなければなりません。その上でエゾシカの食肉化とは、よくも言えたものだとか全く呆れ返ってしま

り、毎年二〜三億円の狩猟による税や手数料収入がなくなつたことは、重大な問題であると言えます。狩猟や駆除以外の被害予防対策の一つである電気

牧柵の普及にしても、被害が拡大し足許に火がついてから漸く始めた、全くの「泥縄」であり、これまでの行政の無策は大いに批判されて然るべきものと言わなければなりません。その上でエゾシカの食肉化とは、よくも言えたものだとか全く呆れ返ってしま

り、毎年二〜三億円の狩猟による税や手数料収入がなくなつたことは、重大な問題であると言えます。狩猟や駆除以外の被害予防対策の一つである電気

牧柵の普及にしても、被害が拡大し足許に火がついてから漸く始めた、全くの「泥縄」であり、これまでの行政の無策は大いに批判されて然るべきものと言わなければなりません。その上でエゾシカの食肉化とは、よくも言えたものだとか全く呆れ返ってしま



写3 道路の方面(のりめん)で採食するメソジカ。(浜中町後静で)

なれば、唯でさえメソジカを獲る密猟や違法な狩猟が多い現状から見てもそれが更に増加し、大雪などの予想外の大きな自然災害でも起れば、残された自然環境では個体数の回復は到底不可能で、エゾシカは再び絶滅に追い込まれることは必至です。

が出来るかと考えているのでしょうか？失敗すればエゾシカを絶滅させる危険のある食肉化によって得た収入を、被害予防や救済に当てるのもっともらしい計画は、まるで盗人に追い銭みたいなもので、新たなエゾシカの血をもって購うよりも、これまで資源として多くの野生動物の血を流し殺して得た収入の全てを吐き出し、それでも足りなければそれ以外の予算を使ってでも被害予防や救済を行うべきで、それこそが自らの政策の失敗を潔く認め責任をとる態度であり、百年以上も時代を逆行するエゾシカの食肉化の問題にすり替えることは、断じて許されるべきものではありません。

これまでで、狩猟行政から名目だけ自然保護を標榜する行政への転換を計ろうとしても、それは仲々難しいものと思われま

り、毎年二〜三億円の狩猟による税や手数料収入がなくなつたことは、重大な問題であると言えます。狩猟や駆除以外の被害予防対策の一つである電気

道と各自治体、狩猟団体、警察機関、特定の研究者だけで行ってきたこれまでの政策を根本から改め、狩猟行政の中に野生鳥獣の保護(?)や自然保護(?)があるのではなく、私達が望む自然保護や動物愛護の意識や精神といったものに基づく、本当の自然保護行政の中に、正しく狩猟を位置づけることが必要なのではないでしょうか。